

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方への
県営住宅の家賃の減免及び徴収猶予並びに住居を失った方への県営住宅
等の一時提供について

県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置を行います。
また、解雇等により、住居を失った方に県営住宅等を提供します。

1 県営住宅の家賃の減免及び徴収猶予について

(1) 対象者

県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方

(2) 家賃の減免等

①家賃の減免

世帯収入が県の定める基準以下となった方について家賃の1/4～3/4を減額

②家賃の徴収猶予

入居者の事情に応じて実施

2 県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供について

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症等の影響により、業績不振を理由に解雇等されたため、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方

(2) 提供戸数

【県営住宅】

○提供戸数：70戸

○提供期間：最長2年（6か月ごとの更新）

○家賃：入居する住宅家賃の1/2

【公社住宅】

○提供戸数：18戸

○提供期間：最長2年（6か月ごとの更新）

○家賃：入居する住宅家賃の1/2

3 問い合わせ窓口及び受付時間

(1) 問い合わせ窓口（県営住宅及び公社住宅）

福岡県住宅供給公社

【本部】

福岡市中央区天神5丁目3番1号 須崎ビル3階

TEL 県営住宅 092-781-8029

公社賃貸 092-781-8020

(2) 受付時間

8：30～17：00（土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。）